



あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か  
**A 新しい在留制度(※2012年7月9日から新しく変わりました)**

あた ら ざいりゅうせいど  
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ちゅうい

**1-5 注意して ください!**

**(1) 必ず 知らせなければいけません!(届出の義務)**

ざいりゅうしかく にゆうこくかんりきょく にちいない し か あと ばっきん  
在留資格のことは、入国管理局へ 14日以内に 知らせなければなりません。14日より後になると 罰金  
くルールを まも 守らなかったの で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。

ざいりゅうしかく  
在留資格が なくなることもあります。

あなたの じゅうしょ し やくしょ し あた ら ざいりゅうせいど  
あなたの 住所は 市役所に 知らせて ください。(A 新しい在留制度5-2を みて ください。)

**(2) 在留カードは いつも 持っていなければいけません!**

ざいりゅう も けいさつ にゆうこくかんりきょく ひと み い  
在留カードは いつも 持っていなければいけません。警察や 入国管理局の人から 「見せなさい」と 言  
われたら、必ず 見せなければなりません。もし 「いやです」と 言ったら、罰金 < ルールを 守らなかつたの  
か ね はら ちようえき けいむしょ はい ざいりゅうしかく  
で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。在留資格が なくなることもあ  
ります。

**(3) 働いてはいけない在留資格の人が 働いたとき(不法就労)**

はたら ざいりゅうしかく ひと はたら ふほうしゅうろう  
オーバーステイの人や、働いてはいけない 在留資格の人が 働いたときは、罰金 < ルールを 守らな  
か ね はら ちようえき けいむしょ はい ざいりゅうしかく  
かつたの で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。在留資格が なくなることも  
あります。

ふほうしゅうろう ひと かいしゃ ふほうしゅうろう し ばっきん まも  
不法就労の人を やった 会社は 不法就労のことを 知らなくても 罰金 < ルールを 守らなかつたの で  
か ね はら ちようえき けいむしょ はい  
お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になります。

**【こんなとき 在留資格が なくなります】**

- い ざいりゅうとくべつきよか  
① うそを 言って、在留特別許可を もらったとき
- にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく ひと かげつじょう けっこんせいかつ  
② 「日本人の 配偶者等」、「永住者の 配偶者等」の 在留資格の人が、6か月以上 結婚生活をし  
ていないとき

くわしいことは [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/info/120703\\_01.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_01.html) を みて ください。





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か  
**A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）**

あた ら ざいりゅうせいど  
▶ A 新しい在留制度のトップへ

- ③ うその じゅうしょ し じゅうしょ し  
住所を 知らせたとき、住所を 知らせなかったとき

くわしいことは [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/info/120703\\_02.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_02.html) を みて ください。

- ④ ざいりゅうしかく しごと  
在留資格と ちがう 仕事をしているとき

【こんなとき にほん に いることが できません。くに かえ 帰らなければなりません。】

- ① ざいりゅう  
在留カードの コピーを つくったとき

- ② にゆうこくかんりきょく しやくしょ くやくしょ い けいむしょ はい  
入国管理局や 市役所や 区役所などに うそを 言って、刑務所に 入ったとき

がいくじん しやちよう ふ ほうしゅうろう ひと しやちよう にほん ちゅうい  
※外国人の 社長が 不法就労の人を やとったとき、その社長は 日本に いることが できません。注意  
して ください。

ほうむしやうにゆうこくかんりきょく  
くわしいことは 法務省入国管理局の ホームページを みて ください。

([http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html))

